

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（交際費等）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

- 2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（交際費等）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

- 3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の支出する接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。